

台風 19 号に伴う被災地への職員の派遣について

台風 19 号に伴い、甚大な被害を受けた被災地を支援するため、国土交通省からの要請に基づき、下記のとおり、職員を派遣いたします。

1. 期間

11月5日（火曜）～11月15日（金曜）

2. 派遣先

埼玉県坂戸市

3. 活動内容

被災住宅の応急修理

4. 派遣職員

建築職員 1 名

5. 被災住宅の応急修理とは

災害救助法の救助に位置づけられており、災害により、住宅が半壊等の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯に対し、被災した住宅の居間、台所、トイレ等の日常生活に必要不可欠な部分について、一定の修理限度額の範囲で応急的に修理する制度です。